

## 仙台市職員共済組合事務処理の標準処理期間に関する要綱

令和5年12月28日  
仙台市職員共済組合

### (目的)

第1条 この要綱は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定するところに基づき、仙台市職員共済組合（以下「組合」という。）が行う処分に係る事務処理（事実上の措置を除く。）の標準処理期間（以下「標準処理期間」という。）について定め、当該処分に係る事務処理が的確かつ迅速に行われることを目的とする。

### (標準処理期間の設定)

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。ただし、長期給付に係る標準処理期間は、全国市町村職員共済組合連合会長期給付事務処理の標準処理期間に関する要綱（平成19年2月22日）の定めるところによる。

2 組合は、標準処理期間内に処理ができない場合、必要に応じて処理の見通し、審査の状況を申請者及び請求者に説明するものとする。

### (その他)

第3条 標準処理期間には、不備返戻の期間、適正な審査のため組合員及び所属所又は第三者に対して必要な書類を求め、その求めに応ずるまでの期間を含まないものとする。

2 標準処理期間は、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

### 附 則

1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

2 仙台市職員共済組合標準事務処理期間一覧（平成7年4月1日）は、廃止する。

### 附 則（令和6年12月11日改正）

この要綱は、令和6年12月11日から施行し、同年12月2日から適用する。

## 別表

区分	該当条文等	処分項目	標準処理期間
組合員の資格等に関する事項	施行規程 94 の 3	資格確認書の交付	10 日
	施行規程 95	資格確認書の記載事項の訂正及び返付	
	施行規程 96	資格確認書の亡失等による再交付	
	施行規程 99 の 4	資格情報通知書による再通知	
	施行規程 100 の 2	高齢受給者証の記載事項の訂正、返付及び再交付	
	施行規程 109	特別療養証明書の交付、記載事項の訂正、返付及び再交付	
	施行規程 110 の 4 の 3	特定疾病療養受療証の交付、記載事項の訂正、返付及び再交付	
	施行規程 110 の 5	限度額適用認定証の交付、記載事項の訂正、返付及び再交付	
	施行規程 110 の 6	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付、記載事項の訂正、返付及び再交付	
	施行令 49 の 6	前納された任意継続掛金の還付	
短期給付に関する事項	法 58、法 59	療養費及び家族療養費の支給	60 日
	法 58 の 2、法 59 の 3	訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給	
	法 58 の 3、法 59 の 4	移送費及び家族移送費の支給	
	法 62 の 2	高額療養費の支給	
	法 62 の 3	高額介護合算療養費の支給	
	法 63	出産費及び家族出産費の支給	
	法 65	埋葬料及び家族埋葬料の支給	
	法 68	傷病手当金の支給	
	法 69	出産手当金の支給	
	法 70	休業手当金の支給	
	法 70 の 2	育児休業手当金の支給	
	法 70 の 3	介護休業手当金の支給	
	法 72	弔慰金及び家族弔慰金の支給	

区分	該当条文等	処分項目	標準処理期間
	法 73	災害見舞金の支給	
	定款	一部負担金払戻金及び附加給付の支給	
貸付事業に関する事項	貸付規則 10	貸付けの決定	60 日
	貸付規則 11	貸付金の交付	30 日

該当条文等の略称は以下のとおり

法：地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

施行令：地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）

施行規程：地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）

定款：仙台市職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 1 号）

貸付規則：仙台市職員共済組合貸付規則（平成 20 年規則第 4 号）